

平成22年 第24回  
教育委員会臨時会会議録

平成22年11月30日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2314号

平成22年第24回臨時会

日 時 平成22年11月30日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委員長職務代理者	半 田 吉 恵
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	山 本 隆 司
	学校施設計画担当課長	村 上 利 雄
	学 務 課 長	新 宮 弘 章
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	遠 藤 由 香 里

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2303号 第9回臨時会(平成22年5月25日開催)

第2303号 第9回臨時会(平成22年5月25日開催)(秘密会)

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則等の一部改正について
- 2 国際学級に関するニーズ調査の実施について
- 3 学校選択希望制集計結果について
- 4 平成21年度学校給食費未納状況について
- 5 社会教育委員の会議答申について
- 6 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント(高松地域)の実績について

「開 会」

○半田委員長職務代理者 皆様おはようございます。

ただいまから、平成22年第24回港区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日、謹んでご報告申し上げますが、南條弘至港区教育委員会委員長が、去る11月29日の朝、ご逝去されました。まことに痛恨の念にたえません。南條弘至委員長のご冥福をお祈りいたしまして、黙祷を捧げたいと思いますので、皆様ご起立をお願いいたします。

それでは黙祷。

(黙祷)

○半田委員長職務代理者 黙祷を終わります。

本日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、私が委員長職務代理者として議事進行を務めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは日程に入ります。

(午前10時02分)

「会議録署名委員」

○半田委員長職務代理者 本日の署名委員は高橋委員をお願いいたします。

## 第1 会議録の承認

第2303号 第9回臨時会（平成22年5月25日開催）

第2303号 第9回臨時会（平成22年5月25日開催）（秘密会）

○半田委員長職務代理者 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成22年5月25日開催の第2303号、第9回臨時会、同秘密会の会議録につきましては、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長職務代理者 それでは承認することに決定いたしました。

## 第2 教育長報告事項

### 1 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則等の一部改正について

○半田委員長職務代理者 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則等の一部改正について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは規則等の改正の内容に入ります前に、これまでの経過について若干ご説明をさせていただきます。

今年度の幼稚園教育職員の給与等に関しまして、去る10月12日、特別区人事委員会が勧告を行いました。これにつきましては、10月25日の当委員会において既にご説明をしている

ところでございます。この勧告を受けて、特別区長会は、勧告どおりの実施が必要と判断し、職員団体に提案をし、協議を続けてまいりましたが、11月19日の未明に職員団体と妥結に至りましたので、現在開会されております港区議会第4回定例会におきまして、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正をする条例案を提案し、議決をお願いしているところでございます。区議会におきまして、この条例案が議決をされますと、関連する規則等の改正が必要になりますので、それに関しまして本日も報告を申し上げる次第でございます。

それでは参考資料をご覧ください。

概要でございますが、1点目は、期末手当及び勤勉手当の引き下げということで、条例におきまして、現行年間支給月数4.15カ月となっております期末勤勉手当を0.2カ月引き下げまして、3.95カ月に改める条例案を提案してございます。

それから地域手当の支給割合の改定ということで、現在17パーセントに設定をされております地域手当の支給割合を18パーセント、1パーセント引き上げるといった内容の改正をお願いしてございます。

3点目でございますが、例月の給与等を0.3パーセント相当分、公民格差、0.30パーセント相当分引き下げると同時に、地域手当を17パーセントから18パーセントに1パーセントに引き上げることに伴いまして、同一程度給与月額を引き下げるといった措置をしてございます。これも改正条例案に盛り込んでございます。

これらが議決をされますと、資料の1の(3)になりますが、給与月額に連動する形で定めております管理職手当、これが引き下がった後の給与月額から算出する額と現行の支給額と比較いたしますと、資料にあるとおり20パーセントを上回るようになるため、20パーセント以内にする必要があるということで、管理職手当の額を引き下げる必要がございます。こういった部分について対応が必要になるということでございます。

これらに伴う関連規則は、資料の2にございますとおり、1点目は、港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則でございまして、これは勤勉手当の支給月数が引き下げの形で改正をされますと、条例上はそれを上限とするという規定で、具体的な支給月数等は規則で定めるという形になってございますので、規則の改正が必要になるということでございます。

それから2点目は、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則でございまして、これも18パーセントに引き上げるといった形で、これも18パーセントが上限という形で条例に規定してございまして、具体的な支給割合は規則で定めるという形になってございますので、この規則の改正も必要になるということでございます。

それから3点目は、先ほどご説明しましたとおり、給料月額の額が引き下げられることに伴いまして、管理職手当を引き下げる必要が出てまいります。資料のとおり、現行9万2,700円を、改正後は9万1,600円とする必要があるということで、これに関連する規則の改正が必要になるということでございます。

これら規則の改正は、現在区議会でも審議をお願いしております条例が議決をされて初めて必要に

なるということですので、今後これらの議決をいただいた後、これらの規則の改正手続きに入りたいと考えてございます。

なお、これらの規則の施行期日でございますが、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則につきましては公布の日、これは11月30日を予定してございます。それから同じく地域手当に関する規則、並びに管理職手当に関する規則につきましては、平成23年1月1日を予定してございます。

なお、参考資料の2枚目でございますが、これは期末勤勉手当の改正が行われるという説明をさせていただきますが、これがその内訳の表でございます。一番上の一般職員の例で申し上げますと、22年度に支給する期末手当につきましては、3月期、現行0.25カ月を0.15カ月引き下げまして、改正後は0.10カ月にするという内容でございます。その結果、期末手当の年間支給月は2.60カ月になります。また、勤勉手当につきましては、12月期に支給される手当につきまして、0.05カ月引き下げて0.65カ月にするという内容でございます。これにより、改正後の勤勉手当は1.35カ月になりまして、期末勤勉手当を合わせた年間の支給月数は一番右になりますけれども、改正後は3.95カ月になるということでございます。

以下、管理職員、再任用職員、それから再任用の管理職員も同様の考えで月数を引き下げてございますが、再任用職員につきましては、現行の年間支給月数が2.20カ月になってございますので、これを0.10カ月引き下げて2.10にするということでございます。

3枚目の資料は、これは23年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数ということで、年間の支給月数は3.95カ月と変わりませんが、6月、12月、3月に支給される期末手当、勤勉手当の支給割合を調整する内容でございます。一番上の表でご説明いたしますと、23年度以降は期末手当につきましては、改正後の欄を見ていただきたいと思います。6月が1.15、12月が1.20、3月が0.25ということで、年間が2.6カ月。勤勉手当につきましては、6月が0.675、12月が0.675ということで、年間が1.35、この期末勤勉手当の合計は年間3.95カ月で変わらないという内容になってございます。

説明は以上です。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 前の委員会でご説明を受けた内容と同じですよ。違っていませんか。

○庶務課長 基本的には前の委員会でご報告申し上げた勧告の内容に沿った形での改正になります。

○半田委員長職務代理者 それではこの案件はよろしいでしょうか。

## 2 国際学級に関するニーズ調査の実施について

○半田委員長職務代理者 次に「国際学級に関するニーズ調査の実施について」。教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは教育委員会資料のナンバー1をご覧くださいと思います。国際学級に関するニーズ調査の実施についてです。

平成24年4月、国際学級の設置に向けて、国際教育に対する保護者の理解や、また国際学級設

置に関するニーズ等を把握するために、ニーズ調査を実施いたします。調査の実施機関としましては、東京学芸大学の国際教育センターになります。今後、東京学芸大学の国際教育センターとの契約では、国際学級の開設に向けた課題整理や、またはコンセプト構築、スケジュール等の実施計画素案を作成するための、専門的な見地からの研究を行い、報告書をまとめて区に提案するという形になってございます。その一環としてのニーズ調査でございます。

目的のところですが、本調査、港区内のゼロ歳から12歳までの子どもの保護者(外国人を含む)を対象に、小学校段階における国際教育や国際学級へのニーズの内実・度合い等を明らかにすることを目的として実施するものです。

3番の対象のところですが、港区の港区立の全幼稚園と全小学校、それと私立幼稚園(14園予定)と書いてございますが、全部の実施は難しいかと思っておりますので、地区ごとに少なくとも1園は対象としたいと考えてございます。それと港区内の保育園、認可保育園20園と緊急暫定保育室の5園を予定してございます。

実施の期間ですけれども、12月の中旬に配布、12月中に回収という形で、現在のところ考えてございます。

内容としましては、保護者の国際教育、国際学級へのニーズ、国際教育、国際学級に対するイメージ、また国際学級に子どもを通わせるための諸条件についての質問になってございます。

参考に添付させていただいているものをご覧いただきたいと思っております。まず、お住まいの地域、または性別。問3のところ、お子様が海外で生活したことがありますか——こういった質問で、帰国子女も対象とした形でご回答いただければと考えてございます。また、問4のところ、家庭での使用言語について。問6では、現在、お子様の通っている保育所・幼稚園、または小学校は次のどれですかという問いになってございます。

おめぐりいただいて裏面です。問7につきましては、現在お子様の通っている保育所・幼稚園または小学校を選んだ理由は何ですかという設問を設けてございます。例えば、「自宅が近いから」、または「英語で教育を受けさせたいから」「日本語で教育を受けさせたいから」。例えば10番のところでは、「日本の教育や文化を体験させたいから」、11番では「多様な文化の子どもたちと交流させたいから」というような内容になってございます。

問8のところですが、お子様を今後どのような学校に進学させたいとお考えですかという問いです。この中では、日本の公立または私立小学校、インターナショナルスクール、民族学校、外国人学校という形で回答をいただく設問になっております。

問9では、その学校を選ぶ理由についての問いになってございます。選択肢としては問7とほぼ同様の形になってございます。

次の問10ですけれども、今後国際化する社会の中で、お子様にどんな資質・能力を身につけさせたいと思っておりますかという問いになってございます。選択肢としましては、「英語を聴く・話す力」、または「英語を使って実際に仕事をする力」。11のところでは、「多様な見方、考え方を受け入れ、評価する力」。14のところでは、「文化の違いを理解し、相手の文化を大事にする態度」などを

用意してございます。

問11では、日本の公立小学校に次のような学級または学校があれば、お子様を通わせてみたいと思いますかという問いになってございます。

「英語で英会話がある」。また「英語イマージョン（英語で教科の授業を行う）の授業がある」「フォニックス（発音を重視した英語の授業を行う）の授業がある」。例えば9番のところでは、「在籍する子どもの言語・文化にふれる活動がある」。10番だと、「国内での国際交流がある」といった内容になってございます。

問12では、学校で英語イマージョンの授業を行う場合、どのような科目があればいいと思いますかという問いを設定してございます。

次の問13では、問11のような学級にお子様を通学させるにはどのような条件が必要ですかということで、通学の方法、または通学時間についての問いになってございます。

15番のところですけれども、日本の公立小学校に、四角の囲みの部分ですが、次の四つの条件を全て満たす学級または学校があるとした場合、その学級または学校にお子様を通わせてみたいと思いますかという問いを設けてございます。「日本人と外国人が同じクラスにいる」、また「日本語カリキュラムを中心に授業を行う」、また「一部の授業を、外国語（英語）で行う」「国際的なリテラシー（基礎的な能力）を育成する」という四つの条件を満たす学級または学校の場合、通わせてみたいかどうかという問いになってございます。

最後のページですけれども、17番のところ、外国人登録をされているかというような問い。また、日本に滞在してどのくらいかと、今後日本に滞在する予定は何年ぐらいでしょうか。また家族が日本に滞在する目的は何ですかという問いで締めくくってございます。

私の方からは以上です。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 なかなか興味深いアンケート内容だと思うのですが、確認したいのは、問6でインターナショナルスクールの小学校ってありますね。この1ページ目の対象というのが、区立の全幼稚園、全小学校と、区内の私立幼稚園、区内の保育園となっているので、インターナショナルの小学校に通わせている方はこの中に入っていないような気がするのです。要するに、私立の小学校はどうなのかと。インターナショナルって私立と言っていいのか、それもよくわからないのですが。それはどうなのでしょう。

○教育政策担当課長 今回の調査では私立小学校は対象になってございません。

○澤委員 なぜ、私立小学校は対象外としたのですか。

○教育政策担当課長 今回の国際学級の設置については、小学校を予定しておりますので、主な対象について、できれば小学校就学前の児童を中心にニーズ調査を実施できればという方向で考えております。

○澤委員 なるほど。

○教育長 今、澤委員が言ったような、この国際学級に関する保護者のニーズ調査についてという

1枚目をめくると、2枚目に参考資料とあるではないですか。その文章の中には、「お子さんを区内の保育所、幼稚園、小学校、さらにインターナショナルスクールの小学校に通わせている人を対象に、お子さんの教育や学校教育への要望などについてのご意見を伺うものです」と、このように書いてあるにもかかわらず、この前のところにはそれがないという、そういうことなのではないでしょうか。

○教育政策担当課長 大変失礼いたしました。インターナショナルスクールも対象という形で実施いたします。

○小島委員 国際学級の設置を平成24年4月に向けてとあるのですが、この向けてという意味は24年4月に実施する予定という意味ですか。前、平成25年頃と聞いた記憶があるのですが。

○教育政策担当課長 港区の国際化推進プランでは、平成24年から26年にかけて施策の具体化という形になっております。出来るだけ早く国際学級設置に向けてということで、24年4月からを予定してございます。今回、業務委託は東京学芸大学国際教育センターとしておりますけれども、その結果をもとに、どういった形で国際学級を実施していくかというところが明らかになってきた時点で、24年実施に向けてという形でスケジュールを組んでいこうと考えております。

○半田委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

○澤委員 これは確認なのですが、問15で、この四つの条件を満たすような国際的なクラス、それがあつた場合に通わせたい、「そう思う」「特にそう思わない」という二つから、どちらか答えていただく。15-1というのは、いずれにしてもその理由を聞かせてくださいという、そういうことですか。思わない場合も、思う場合も、いずれの答えにしてもその理由を聞かせてくださいという、そういう意味ですか。

○教育政策担当課長 おっしゃるとおりです。いずれにしても、その理由をご記入くださいという内容です。

○澤委員 そうですか。なぜ嫌なのかということもね。

○半田委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

○澤委員 これで国際学級設置に向けての貴重な資料が得られれば、非常にいいですね。

○教育長 ちょっとお願いをしておきたいのが、これだとインターナショナルスクールと公私立の幼稚園、保育園、それから小学校ということになってはいますが、そこに通わないけれども、実際港区に住民登録をしていない大使館の家族がいるわけです。大使館の方でもインターナショナルスクールに通っている、あるいは区立に通っている方もいるのでね、重複する場合はもちろんあるかもしれませんが、ちょっと大きめな大使館のところにも送付して調査をかけていただく。そんなに手間ではないと思うのですよね。ぜひその辺もやっておいていただきたいと思います。

○教育政策担当課長 国際化推進担当の方で、大きな大使館についてはコネクションを持っているということですので、並行してある程度実施について検討していきたいと考えてございます。

○小島委員 高橋教育長の話とも関連するのですが、国際学級を設置するということであれば、港区の子どもにとって、そういう外国の子弟が公立学校に来てくれるということは、国際教育にとつ



て非常にプラスになるわけです。また、そのためにも、なるべく多くの外国籍の子弟にも来てもらいたいという観点からも、いろいろ考えを出してもらいたいと思うのです。それがアンケートにどう反映するのかよく分からないのですが、今、教育長がおっしゃるように、大使館云々ということで。このアンケートの対象が、小学校、幼稚園云々とありますけれども、外国籍の子どもたちがいる保護者のところにも、積極的に勧誘するという事ではないのですが、そちらにもアンケートを出して、港区で今こういうことを考えていますよというを出していただければ大変良いと思います。

○教育政策担当課長 そのように、なるべく多くの外国籍の方が対象となるような形で考えてまいりたいと思います。

○半田委員長職務代理者 細やかにアンケートがつけられているということは見てとれるのですが、その中で、例えば問3で、「お子様は、海外で生活したことがありますか」。ある場合はどの期間でしたかということで、どの国というのが書いていないのですけれども。例えばカナダだとしたら、カナダでも英語圏とフランス語圏があるので、その家庭がどの母国語を基準として話しているかによって、後の答えが違ってくるように思うのですね。国際というと英語と思いがちなのですが、やはり国によっては、英語もしゃべれるけれどもアジアの国だったりとか、フィリピンとか、いろいろあると思うので、何かここは、どこの国にどのくらい行ってたんだということを加えた方が、その後の意識がより鮮明に、つかめるのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

○教育政策担当課長 当初、国籍を記入してもらおうということも考えたのですがけれども、個人が特定できるようなおそれがございます。今、ご指摘いただいた点については、例えば問4のところ、家庭での使用言語について、日本語、英語、その他の言語という形で問いを設けておりますので、この順番を入れかえるなど工夫してみたいと考えています。

○半田委員長職務代理者 それではこの案件はよろしいでしょうか。

### 3 学校選択希望制集計結果について

○半田委員長職務代理者 次に、「学校選択希望制集計結果について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは教育委員会資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。学校選択希望の集計表でございます。

平成22年11月8日に締め切りましたので、11月8日現在の数字となっております。

表の見方ですけれども、一番上の御成門小学校を例にとりますと、御成門小学校に通学区域内からの入学予定者が56名、(A)の欄ですね。それからその隣、通学区域外から御成門小学校を学校選択した方が13名、(B)の部分です。横に行ってくださいまして、合計69名が今のところ御成門小学校への入学の希望者数ということになってございます。

その隣の欄の受け入れ上限数ですけれども、ここは学校の施設規模に応じたクラス編成によって決まってくるところですけれども、今回は国で検討しております少人数学級が実施された場合を想

定して、抽選実施校とするか否かの判断基準としております。表では受け入れ上限数の改正後という欄がございますけれども、御成門小学校ですと60名。この60名を受け入れ上限数として、この60名と、先ほどの合計の69名、これを比較して抽選をするかどうかという判断をさせていただきます。

その結果ですけれども、小学校では抽選を行う学校が7校、上からいきますと芝、御田、白金、本村、筈、赤坂、青南、以上の7校になります。

また、通学区域外からの希望者数のうち、兄弟の優先枠ですけれども、ここは通学区域外からの希望者数の欄に内数として記載してございますが、基本的にはこの人数を除いた形での抽選になりますけれども、下から4校目の赤坂小学校、ここだけは60名という受け入れ上限数に対して、学区域内の入学予定者数93名、こういう中での兄弟優先枠、6名いらっしゃるという状況ですので、この6名につきましても一応抽選という形をとる予定でございます。

中学校につきましては、三田中学校と高松中学校を抽選校としてございますが、私立中学の受験が2月ごろに実施されますので、その前後でかなりの人数が抜けてくるという部分も加味した上で抽選校の決定を行っております。

また、ご参考までに昨年度の結果につきましても席上配布させていただきましたので、参考にいただければと思います。

簡単ですが説明は以上でございます。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 国の学級の定数を40から35にするという案なのですが、これは成立するのであればいつごろ成立するという見通しなのでしょうか。

○学務課長 今、情報収集をしているという状況ですけれども、今の段階では、政策コンテストの中で少人数学級をやりたいと、文部科学省が手を挙げているという状況です。それについて政府がどういう判断をするかですけれども、今のところの予測としては、実施であれば法改正が必要になりますので、年明けごろには法改正の情報がつかめらるだろうと。

○小島委員 そうすると、1月ぐらいに通常国会が始まったとして、いつごろ成立するのか、これは予測になってしまうのですが、例えば、2月、3月頃として、学務課で混乱なくうまく対応はできるのですか。

○学務課長 今のところ全国の自治体、同じ状況だと思いますけれども、恐らく少人数学級が実施されても支障のないような体制で検討は進めているところだと思います。いずれにしても法改正という手続が必要になりますので、これは国会に上程するかどうかというところが一つの判断材料になるかと思いますが、その段階である程度の判断はつくという感じがします。

○半田委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

○澤委員 今の小島委員の質問に関連するのですが、もちろん、少人数教育というのは多くの方が望んでいることです。それが決まるのは非常に結構なことなのですが、ハードウェアが、全学年2クラスで目いっぱいだというところで、3クラスになるような学区域の子どもたちが

希望してきたら、教育委員会としてはどうするのですか。

○学務課長 学区域の子が学区域の学校に行きたいという場合は、これは最優先で人数がオーバーしても受け入れします。

○澤委員 いや、受け入れはいいのだけれども具体的な対応はどうですか。

○学務課長 今のところの予想なのですけれども、選択制の希望者数は上限数で調整できますので、通学区域内の入学予定者数がどのぐらいいるのかというのが非常に重要なところになってきますけれども、今の段階でちょっと心配をしているのが、やはり赤坂小学校でございます。それ以外の学校は……。

○澤委員 何とかなる。

○学務課長 何とか受け入れできます。

○澤委員 今の課長の話だと、例えば筈小学校の86、そうすると目いっぱい入れても70、そういうところをどうするかということですね。それはそんなに数は多くないと。

○学務課長 一つ補足ですけれども、通学区域内の入学予定者数の中から私立学校に行かれる方とございますので、その辺の例年の傾向というものも加味して考えると、筈小学校であれ改正後の人数をオーバーしているところでも、受け入れ可能ということで想定してございます。

○澤委員 港南小学校などはどうなのですか。これは大丈夫なのですか。

○学務課長 港南小学校は、このまま例えば220人の方が入ると、少人数学級が実施されたとすると相当のクラス数にはなるのですけれども、今の港南小学校のクラス数がまだ6年生になりますと学級数も少ないですので、教室数としては対応は可能です。

○澤委員 なるほど。では、この中で見ると、具体的にそうなった場合問題になるのは、もしかしたら赤坂小学校かもしれないという、そのような感じですか。学務課長の予測としては。

○学務課長 赤坂小学校は、今のところ1年生から6年生まで全て2学級。学校規模も2学級を想定してつくられているところですので、赤坂小学校も私立に行く方の率を考えるとぎりぎり大丈夫かとは思いますが。

○澤委員 なるほど。分かりました。

○小島委員 35人学級になった場合は、新1年生だけではなく、新2年生から新6年生も全部そうなるのでしょうか。

○学務課長 今のところ23年度、来年の4月に仮に実施されたとしても小学校1、2年生。

○小島委員 1、2年生。

○学務課長 24年度が小学校3年生、25年度が4年生、26、27年で全て、小学校5年生、6年生となりまして、平成29年度から小学校1年生が35人から30人。30年度が小学校2年生で35人から30人。中学校については、26年度から中1が35人、27年度で中2が35人、同様に28年度が中3で35人、こういった予定。

○小島委員 一遍に全学年がなると、どうになってしまうのかと。

○学務課長 そういうことではないのです。

○小島委員 なるほど。分かりました。

○半田委員長職務代理者 抽選日はいつでしたか。

○学務課長 11月8日は学校選択の希望票の締め切りで、抽選日が12月10日金曜日、午前が小学校、中学校が午後です。

○半田委員長職務代理者 法改正がされるかされないかということにかかわらず、その日程でこの現行の数で抽選ということでしょうか。

○学務課長 非常に悩んだところなのですが、仮に現行の受け入れ上限数、2クラスですと70ですけれども、これで抽選を行って、まだ大丈夫ですよと言った後に、少人数学校が施行されてしまいますと、これは收拾つかなくなってしまうので、どちらにも対応可能という意味では少ない方、法改正がなされたことを前提に抽選を行います。

○半田委員長職務代理者 そうですか。そこで、もし落ちてしまった方は、ほかの手を考えて違う学校を選んだりなど、すぐ行動をまた開始しなくてはいけませんよね。それで本当に入れるか入れないかによって、やはり保護者の方は夜も眠れないという方がいらっしゃるようなのですが、どのように対応されますでしょうか。

○学務課長 抽選は、受け入れ上限60とした場合は、60番以降も順番をつけていって、繰り上げが出た段階で入れますよというご連絡を差し上げているのですけれども。そういう状況の中で法改正がどうなるのかということなのですが、再選択制度というのがございまして、要は順番が余りよくない方だと、希望を出していた学校をあきらめてほかの学校を選択する、これが再選択制度というのです。小学校ではその締め切りが2月10日になってございますので、この段階で法改正がされるかどうかは、さすがに状況がわかっていると思うのですけれども、最悪の場合、わかっているということ想定して、この辺の再選択の期間は、場合によっては弾力的に運用したいと考えてございます。

○澤委員 今のそういう大きな流れとはちょっと違うのですけれども、小学校の場合を見させていただくと、東町小学校が今回、学区域内から8名ですけれども、区域外から6名ということで合計14名。昨年の4月は9名ということなので、これは学務課長、放課GO→とか何かいろいろ整備した成果ですか——というのは難しいでしょうけれども。ありがたい数だとは思っています。

○学務課長 特に、今年度通学区域外から東町小学校を希望されている方が6名、昨年度はゼロだったのですけれども、6名いたということは、さまざまな取り組みというのが浸透して評価をしていただいたのかなとは思っております。

○澤委員 ありがたいことですね。

○半田委員長職務代理者 それではこの案件はよろしいでしょうか。

#### 4 平成21年度学校給食費未納状況について

○半田委員長職務代理者 次に「平成21年度学校給食費未納状況について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは教育委員会資料のナンバー3をご覧いただきたいと思います。平成21年度の学校給食費の未納状況のご報告でございます。

学校給食費は、基本的に公費負担ではなく、給食の食材購入にかかる費用を児童、生徒の保護者に負担していただくという私費会計で成り立っておりまして、学校単位で会計をつくって行っております。その昨年度分の決算の数字となります。

表をご覧いただきたいと思います。左の欄、区分のところですが、ここの1の3段目、「学校が徴収すべき額」、学校が徴収すべき給食費の額になりますけれども、こちらが小学校ですと約2億8,560万円、中学校が約1億300万円、合計で約3億8,900万円弱、これが保護者に本来負担していただくべき額になっております。

そのうちの未納額ですけれども、これがすぐ上の欄、【B】になりますが、小学校では78万88円、中学校が49万8,116円、合計で127万8,204円。これが未納額となっております。割合としましては小学校が0.3パーセント、中学校が0.5パーセント、小中学校のトータルでは0.3パーセントでございます。

2の児童・生徒数、小学校6,189人、中学校1,707人——これは平成22年3月1日現在の数字でございますけれども、そのうちの未納の児童・生徒数は、小学校で39人、中学校で19人、合計58人となっております。全児童・生徒に占める割合としましては0.7パーセントの人数ということでございます。

3の学校数でございます。未納があった学校、一番下の欄になりますが、小学校では19校ございますが、19校中の8校、中学校では10校中5校で未納があるということで、合計で13校が未納のある学校になります。学校数に占める割合としましては、44.8パーセントという状況でございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 毎年この時期、こういうことで未納があるということは残念なことなのですが、傾向としてはどうなのでしょう。この数年の傾向としては、未納の額とか未納の率というのはどんな感じで経過しているのでしょうか。

○学務課長 例えば19年度ですと、小中の総額ですけれども、未納額が約83万円弱。20年度が約74万ということで、ここ数年実は下がってきてはいたのですが、景気の状態も関連しているのかなと思いますけれども、今年度は額としてはふえてございます。

○小島委員 徴収について、現場ではどのような努力をされているのでしょうか。

○学務課長 基本的に、まずは入学した段階、年度始めで、まず保護者会の中では、学校給食費の意義——例えば学校給食は食材を買うために集めているのですよと。したがって未納の額が、未納があれば、払っている子がほかの子の部分の給食費の面倒を見なければならない、そういう関係にあるということをまず説明をして、給食費の納付について理解と協力を求めるというのがまず第一なのです。

その上で未納があった場合ですけれども、基本的には学校から連絡をとっていただくということをやっていますけれども、なかなか改善しないということもあったので、今年度、学校給食費の未納取扱手順書というのをつくって、昨年度までは各学校、どちらかといえばばらばらな対応だったのですけれども、この手順書をつくってなるべく統一してやっていきたいと思いますというところでやっていますが、まずそれをやっていただく。その上で未納があれば電話で督促をする、それでも未納があれば書面で督促書を送る、こういった手順を各学校で統一してやっていこうと取り組んでいるところです。

○小島委員 たしか保護世帯、要保護世帯で、給食費の補助について、昔は、区役所から保護者に支給していたので、保護者は貰っているから払ってくれないと、せっかく区役所から出ても入らないということだったのですが、今はそういう保護世帯、要保護世帯への保護費は直接区役所から各学校へ入るようになったのでしょうか。

○学務課長 基本はやはり保護者の口座に振り込む。それは要保護世帯であれ準要保護世帯であれ、基本は保護者の口座に振り込みます。ただ、例えば未納が続く場合は、準要保護者の世帯は、学務課が金額を振り込んでいますので、余り未納が続く場合は、給食費の分については、保護者ではなく校長口座に振り込むといった対策をとってございますし、要保護世帯については、自立という観点がありますので、今年の始めですか、生活保護を所管している支所の区民課長の集まりの中で、未納の状況をお話して、未納があった場合は、ケースワーカーからきちんと対応してくださいというお願いをしております。

○小島委員 確かに毎回、保護世帯については自立との関係で自覚を持ってもらうために、いったん保護者に入れてということなのですが、給食費については未払いだと結局、他の子どもの親御さんの負担ということになるので、ケースワーカーもどのくらい権限を持っているのかよく分からないのですが、さらに働きかけて、そこら辺、もう少し努力してもらいたいと思います。

○学務課長 今年度初めに、そういう説明をしてケースワーカーに対応してもらっていますので、その結果、どうなったのかということも踏まえて、また対策なりを考えていきたいと思います。

○澤委員 関連して、私が、知り合いの栃木県の教育委員会の方と雑談した時の話です。要するに給食費を払うということ、給食費だけではないのですけれども、教材とか実際に負担してもらう場合でも、優先順位が低くて、新車を買っても教育費は払わないケースがある。そういう悪質な未納というようなことは、港区の場合はあるのですか。

要するに、本当に生活にお困りになっていて、本当は払いたいのだけれどもやむを得ず払えないという方だって、もしかしたらおられるのかもしれない。けれども、そういう何と言うのですか、悪質なというとおかしいのだけれども、そういうモラルの低いご家庭、あるいは保護者というのは、港区の中にはいるとつかんでいるのか、いないとはっきり言えるのか。

○学務課長 未納の方は、先ほど話題になりました要保護、準要保護、あと学校と相談をして、ちょっと生活が困っているのという、こういう方は少なくとも相談をしているので、収入があれば払っていただけるとは考えているのですけれども、中にはやはり払う意思が見受けられない方もい

らっしゃいます。

○澤委員 いますか。

○学務課長 います。こういう人に対しては、どうやっていこうかというのは今後の検討課題なのです。やはり訴訟を仮に起こすとした場合には、私費会計ですので、学校長が起こさないとけないということがあって、そのお子さんが今、現にその学校にいるという中で、そういう対応ができるのかどうかというところが、本当に慎重に検討していかなければならないと考えてございます。

○澤委員 残念ながらそういうケースもあると。

○学務課長 数としては少ないですけどもそういったケースもございます。

○小島委員 澤委員が言ったような悪いケースをあぶり出す意味で、年度始めに給食費減免申請書みたいのを出させて、そこの理由をちゃんと書かせると。学校側で審査をして、これは確かに給食費の支払いは大変と承認すると。それ以外の人は理由がちゃんと出ていないわけだから、どういう手段をとるかは別として、今言ったように訴訟までは不適切かもしれませんが、そういう人に対しては何度も強く言う等、学校として厳しく督促をした方がいいのではないかと。

要するに給食費減免申請書を出させて、その理由もきちんと書かせて、その理由が通れば、じゃあ学校は減免を承認しますと。それ以外の人に対しては、もう徹底的に保護者に、減免が出ていないのだから、あるいは出ていても認められないのだから支払いなさいというような、一つの案として、そのような方法はどうかということなのですが、なかなか難しいですね、これはずっと長年の課題で。

○学務課長 委員ご指摘の点も含めて、未納対策は、これをやったからといって一朝一夕になくなるものではないと思っていますので、常にどういう手立てがあるのかということのを、委員のご指摘も含めて考えていきたいと思っております。

○半田委員長職務代理者 保護者の方と先生が、例えば個人面談とかが1カ月のうちに何回かあると思うのですが、それは学習のことを話したり、学校での生活を話したり、家庭での生活を話したり、保護者の方と直接対面してゆっくり、15分なり20分お時間をいただいて話すチャンスがあると思うのです。そのときに余り波風立てるのもいけないかと思うのですけれども、給食ということもやはり学校での学びの一部であり、食べることとかマナーとか、食育であったり、いろいろなことも教育の一環になりますということもさりげなくお伝えして、それで、ところでお支払いが滞っていますけれども、何かご事情がありますかということ。もし、お困りであれば相談に乗りますけれどもみたいなことを、そういう学校での指導の一環としてお伝えしたり、もし何かこちらでフォローできることがあったらいたしますというようなことを歩み寄るのも必要かと思うのです。その払う意思なしの中の理由というのも、もしかしたらきちんとしたものがその方にはおありかもしれないし、そこもこちらは知りたいのもありますので、何かそうやって歩み寄れたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○学務課長 よく聞くお話として、そういう払う意思なしという方とは連絡自体がなかなかとれないという話も聞いております。先ほど保護者面談という話があったので、そこに必ず来ているかど

うかまではわからないのですけれども、そういう場があれば、当然そういう中で話をしていくというのは有効な手段だと思います。ただ、連絡がとれない方に対して、またどういう手段をとるのかということになりますと、現段階ではそういう通知を送っていくということなのかと、一方では考えてはいるところです。

**○教育長** 家庭訪問もしているという、今はそういう状況なのですよね。もう1カ月、2カ月、3カ月とたまっていった段階で電話連絡、家庭訪問。家庭訪問でも会えればいいのだけれどもなかなか会えないというようなそういう状況もあるようです。港区は未納問題が大きく問題になったときに、たしか3パーセント近い未納があつて、23区ではワースト2だったのですね。これはゆゆしき問題であるということで、学校と学務課を中心にさまざまな対応をして、具体的にかんりの取り組みを進めてきたので、ここまで下がってはきました。

しかし、そういう悪質なケースは、私費会計だから校長がやるのだけれども、校長が全てを訴えの提起も含めてやるわけではないですよ。あくまでもこれは代理人を立ててやっていくわけなので、そういう悪質なケースは断固たることをやるのだという意思をやっぱり示す必要があると思うのです。払う意思がないなんていうのはとんでもないことであつて、自分の子どもが毎日毎日食しているものを払わないでいいのだなんて、それをそのまま見過ごしてしまつて、そしてどこかに転居していつてしまうというケースが多いのですよ。ですから、そういうことについて、やっぱり校長の一つの学校としての、何と申すのでしょうか、余計な負担ではもちろんあるのだけれども、しかし学校は正義を通す場でもあるし、やっぱりそういったところを、悪質なケースはしかるべき対応をするのだという意思をしっかりと相手方にも示していくということも必要なことなのではないかと思うのですけれども、小島委員、どうでしょうか。

**○小島委員** 教育長の肝いりで、学校の法律相談を、4年位前に立ち上げて、今現実に動いておりますが、各総合支所単位に正と副の相談担当委員がおります。その推進母体である港法曹会も、学校給食の未納問題については高い関心を持っておりますので、法曹会の方からやりますよというのなかなか言いにくいので、教育委員会の方からそういう話が出てくれば、対応は可能とは思いますが。

それをやるのがいいのかどうか、実施するのかどうかという、そこら辺の議論を踏まえてからは思いますけれども、話が出れば、港法曹会の方としてはすぐにも対応できる体制にあります。もう何年もこの議論をしているわけですから、そろそろある程度、断固たる措置が必要だと思います。

**○学務課長** 校長とも相談をして対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○澤委員** それに関連して、先ほど新宮学務課長が、未納滞納手順書とかそういうものを各学校に配布して、学校が給食費を徴収するために、教育委員会がきちんと対応、バックアップする。そういう姿勢は大切ですね。単に学校に任せているのではなくて、いざ面倒くさいことになったら、今の小島委員のお話のように、教育委員会がバックアップするというような、そういう姿勢というのは大事だと思いますね。

**○小島委員** 学校の法律相談ができた本来の意味も、校長先生、その他の先生が、本来の教育以外



のところは神経と時間をとられるのはマイナスだと。弁護士ができるものは弁護士にやってもらって、校長先生や教職員の皆さんには、本来の子どもたちの教育のために全力を挙げてもらうという趣旨なので、そういった意味ではそろそろそういうことも考えた方がいいという感じはします。

○半田委員長職務代理者 それではこの案件はよろしいでしょうか。

## 5 社会教育委員の会議 答申について

○半田委員長職務代理者 次に、「社会教育委員の会議 答申について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは資料ナンバー4をご覧ください。社会教育委員の会議答申についてご報告をいたします。

平成20年12月に教育委員会が社会教育委員の会議に関しまして諮問した事項、「家庭教育を充実する方策について」、これにつきまして、このほど2年間の審議を経て11月15日に答申が出されましたので、その内容をご報告いたします。

1枚お開きください。目次をご覧ください。答申は4章立てになっております。第1章「子どもを取り巻く状況」、第2章「親が子どもに対して行うべき家庭教育のあり方」、第3章「生活習慣の確立のための課題」、第4章「今後取組むべき家庭教育施策」の4章で構成をされております。

2ページをご覧ください。まず第1章「子どもを取り巻く状況」でございます。ここでは、区や国が実施した調査データから、子どもを取り巻く状況を概観しております。

まず就学前児童及び親の状況でございますが、1. 8パーセントの子どもが朝食を食べていないという状況になっております。朝食を食べていない理由の一番大きいものが、子どもの「食欲がないから」約5割、「時間がないから」約2割、「作るのが面倒だから」3. 2パーセントということになっております。

親が子どものことで気になっていることは、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないか心配なこと」が第1位。「遊ばせ方やしつけ」が2位。「子どもを叱り過ぎているような気がする」が4位で、5番目に「食事や栄養全般」、6番目に「病気や発育」が気になると続いております。

3ページ、小学生の生活状況です。3ページ下段から6ページに記載してございます。約5パーセントの児童が朝食を食べておりません。

次のページ。また、港区の子どもたちは、全国や東京都に比較して遅く起きて遅く寝ていることがわかります。また7割の子どもが学習塾に通っており、テレビゲームは約3割の子が全くしていないということがわかりました。7割強の児童が携帯電話を持っており、約6割の子どもが約束を守った使い方をしているというような状況がわかります。

6ページ。中学生の生活状況です。約1割の生徒が朝御飯を食べていませんでした。また、全国に比較して起床時間、就寝時間ともに遅い傾向があり、約7割の生徒が学習塾に通っています。85パーセントの生徒が携帯電話を持っており、約1割の生徒が約束を守った携帯電話の使い方ができていないとしています。

10ページでは、生活実態から見えたことということで、朝食は学年が上がるにつれて食べない割合が2パーセント、5パーセント、10パーセントという形で増加していること。起床時間が余裕のない時間となっていること。また、就寝時間は明らかに遅い傾向を示していること。通塾、テレビゲーム、携帯電話の使用状況等からは、家族との時間が十分にとれなくなっている状況が伺えること。またバーチャルな体験が増加し、実際の触れ合いや友人同士の遊びが減少しているのではないかというような概観を示しております。

第2章は、親が子どもに対して行うべき家庭教育のあり方について具体的に提案しています。

まず、「家庭教育の基本について」の項では、平成18年に改正された教育基本法では、新たに家庭教育の項目が追加され、家庭教育は保護者の第一義的な責任であって、子どもの生活習慣の確立や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとするということが規定されていることを記しています。その上で、社会教育委員の会議では、生活習慣の確立を柱に議論を行い、第2章では、親が家庭で行う教育として、子どもの生活習慣を確立するために何をすべきかをまとめたことを記載しております。

12ページから31ページまでが、「子どもの生活習慣の確立のために」と題しまして、生活習慣を確立するための各発達段階における親の目標と具体的行動について述べています。なお、社会教育委員の会議では、生活習慣というものを「規則正しい生活に関すること」、「礼儀作法、社会生活（集団生活）に関すること」、「生命尊重・健康安全（青少年の健全育成）に関すること」ととらえて議論をしたことを記しています。

まず、12ページでは、具体的行動を表であらわしていますが、この表が全体を示しています。幼児を持つ親に対しては五つの目標を、それから小学生を持つ親に対しては四つの目標を、中学生を持つ親に対しては四つの目標を示した上で、具体的な行動例などを記載し、最後に父親的役割についても記載しています。

14ページをご覧ください。まず、幼児での1番目の目標という形を示してございます。

親への信頼感を育むことが目標であるとし、そのためには、基本的欲求に適切にこたえることが信頼の基礎となること。親は子どもに対し、真剣に感情に走らず、自信を持って接することが重要であるところでは記載をしています。その上で、【さあ、はじめましょう！】ということで、目標を達成するための幾つかの具体例を記載しております。

15ページですけれども、【目標2】「愛されている実感を通して自己肯定感、自尊心を育みます」。16ページ【目標3】「生活のリズムを確立します」。17ページ【目標4】「人々との関わりを学びます」。18ページ、【目標5】「身辺自立を促します」と、それぞれのページで目標と具体的行動、そして具体的実践例を示しています。以下、26ページの中学生を持つ親の【目標4】までを同じように、各発達段階に応じて整理をし、記載をしてございます。

28ページをご覧ください。父親的役割についてです。

社会教育委員の会議では、父親的役割のとらえ方について、委員一人ひとりがとらえる父親像、父親の役割がそれぞれ皆さん、大変異なりましたので、大変時間をかけて議論をさせていただきま

した。それを現代社会に当てはめた場合に、父親的役割とは何だろうということで、各委員の意見がさまざまであったために、多くの時間を割いて議論を行いました。結果として28ページ、29ページのような記載にまとまっております。

父親的役割については、家庭の機能を社会的に自立した人間に育てる機能と、社会との間で家族を守り養い、十分な休養と活力の源を与える機能の二つとした上で、親が各家庭において相互の協力のもと、二つの機能を柔軟に担うことが重要であり、性別によって役割が分担されるわけではないとし、そのため父親的役割についての目標は、各発達段階において、親としてできることから始めましょうということを目指しております。

32ページから34ページをご覧ください。第3章でございます。こちらは生活習慣の確立のための課題について整理をしています。なぜ現代の親にとって生活習慣の確立に向けた取り組みが困難となっているのか、その要因について整理をしています。

32ページ。一つ目は、親は子どもの年齢が低ければ低いほど、子どもと接する時間が多く必要であるという認識は持っていますけれども、現代生活の中で、子どもと接する時間が十分にとれない、時間が足りないと感じている親が多い状況にあり、そうした中で、子どもとどのように向き合っていくのが課題であるとしています。

33ページ。二つ目は、現在においてはさまざまな状況から、子育てを体験的に学ぶ経験が少なくなっており、育児に関する情報やスキルを確保しにくい状況がある。親が子育てに関して持っている不安を取り除き、親自身が自信を持って子育てに取り組めるようにすることが課題であると記しています。

34ページ。三つ目は、親の親としての意識の持ち方ということで、親が子育てに負担を感じている割合が高い状況が見受けられ、特に子どもが低年齢なほど負担感に悩み、心配の割合が高くなっている状況がある。親のこうした義務感を和らげ、子育てを楽しいものと感じられるようにすることが課題であるとしています。

35ページから40ページは第4章ということで、3章の課題を踏まえて、今後取り組むべき家庭教育施策についての具体例を示しております。

幼児を持つ親、小学生を持つ親、中学生を持つ親のそれぞれの項で、親への働きかけ——これは行政側の親への働きかけのことですが、この働きかけとともに、地域に対しても働きかけるべき取組例を記載しています。

まず、幼児を持つ親に対しては、情報提供の仕組みや、地域で相談できる人の育成など、初めて親になった人への支援を中心に提案が示され、地域に対しては36ページでございますけれども、地域の人とあいさつができる関係づくりや、夜中に子どもが町中にいないようにする取組など、地域が子どもを見守る具体例を提案しています。

37ページ。小学生を持つ親に対しましては、家庭内の取組みとして、目標を定めた生活習慣の確立への取組みや、お手伝いの励行、孤食防止などを示し、地域に対しては、地域ぐるみで子どもの社会性を育む気配り運動やあいさつ運動などの取組みを提案しています。

また、中学生を持つ親に対しては、思春期の子どもを理解する取り組みや、社会の一員としての活躍を促す提案を行い、地域に対しては、子どもが地域の一員としてデビューする機会の創出などについて提案をしております。

45ページ以降は関連資料となっております。

以上が答申の内容でございますが、この答申の内容につきましては、今後保護者や学校、地域の方々に広くお知らせをしてみたいと思っております。報告は以上です。

**○半田委員長職務代理者** ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

**○澤委員** 生涯学習推進課長からの概要説明のように、2年間、いろいろなデータをもとにして、今の子どもたちの持つ課題と、それから親がそれにどう取り組むべきか、また教育委員会としてそれをどうサポートできるかというようなことをおまとめいただいたので、大変ありがたく思っております。

この内容をお聞きすると、むしろ具体的に各ご家庭でどんなことをやったらいいのかというようなことに対する提言というのがかなり分量を占めています。そういう意味では、前に教育長から話があった講演会とか、保護者の方にぜひ来ていただいて、教育委員会としてこういう答申をいただけたけれども、その内容についてお話をさせていただきたい。また保護者からいろいろなご意見等を聞けると、さらにこの内容を広めることにもつながるので、それはぜひともやっていただきたいということ。それから具体的なことで、3ページ目に「子どものことで心配になっていること、気になっていること」という、資料2の棒グラフの中で、就学前の保護者の方の回答なのですが、「子どもを叱り過ぎているような気がする」というのが、結構上位に来ていますね。これは小学校とか中学校では、これに対する回答はなかったのですか。

**○生涯学習推進課長** 2ページをご覧くださいますと、データの説明のところを飛ばしてしまいましたして申しわけありません。資料1、2につきましては、港区の子ども支援部が実施しました調査に基づいております。資料3～15につきましては、文科省が全国学力・学習状況調査で実施をした項目となっております、同じ調査項目ではないため比較ができないということです。

**○澤委員** そういうことですか。

**○生涯学習推進課長** 就学前児童のいろいろな状況というのはなかなかつかみにくいものですから、子ども支援部が実施をした行動計画の中のニーズ調査を丹念に調べましたけれども、なかなか生活実態が浮かび上がってくるものが少なかったものでございます。

**○澤委員** なるほどね。私がそういう質問をしたのは、小さいときは叱っている。これだと小言みたいなことで叱っているのかもしれないけれども、小学校、中学校に行くにしたがって余り叱っていないのではないかという。今の大学生は、叱られたことがないという者もいます。要するに家庭教育の中で結構重要な部分は、細かいことを言われているかどうかはともかくとして、子どもをある場合には叱らなければいけないわけですよね。叱ることがきちんと家庭の中で機能していれば、子どもたちのマナーというのは当然、身につけてくるのではないか。だから、就学前の保護者の方がしかり過ぎていると言っているのです、では、これは小学校、中学校になるとどうなるのか

というのが興味がありました。項目が違うので、同じような比較はなかなかできないのですね。分かりました。

あとは、14ページは、課長が言うように、幼児、小学校、中学生で、保護者に【さあ始めましょう！】というのは、かなり具体的な提案がなされているので、これは教育委員会の答申としてしまっておくだけでは余り意味がないですね。

○小島委員 これを読ませていただいて、非常によくまとまっていますよね。本当に感心するほど問題を広く深く分析して、澤委員のおっしゃるように、これをいかに各幼稚園、小学校、中学校の親御さんに普及、浸透させるかが今後大事な問題になってきますよね。中身も大変良くまとまって素晴らしいですね。

○澤委員 非常に具体的な面もあるし。保護者の方も時間がないというのはどの世代も、就学前も小学校も中学校も共通でしょうが。中学校になるとさすがに子どもとのかかわりというのは、親としては結構離れてくるという面もあります。

○小島委員 これを読むと自分に返ってくる。反省の念が先に立ってきてしまって。

○澤委員 私も終わってしまっているから何とも言えない。

○教育長 先ほどから各委員にお話いただいているように、大変充実した2年間の審議の中で、充実した答申を出していただきましたので、これを多くの方々にしっかりと読んでいただく、あるいは理解していただく、そして最後は実践をしていただく。子どもたちのしっかりとした巣立ちをサポートしていきたいという思いがありますので、今後ともしっかりと取り組んでいきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○半田委員長職務代理者 よろしいでしょうか。何かほかにございますか。

○澤委員 そうですね、最後に綱川智久議長が41ページで述べておられますね。「行政施策の提案としてだけでなく、答申内容が日常生活の中で活用されることを願っています」ということなので、これが活用されるような努力をすることが、答申を受けた我々教育委員会の役目なのかと。よろしくをお願いします。

○半田委員長職務代理者 それではこの案件はよろしいでしょうか。

## 6 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（高松地域）の実績について

○半田委員長職務代理者 次に、「港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（高松地域）の実績について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 去る11月6日土曜日に、高松中学校で行われました総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベントの実績につきましてご報告を申し上げます。

資料ナンバー5をご覧ください。実施種目は計7種目を行いました。参加人数は、合計、延べでございませけれども200名ということで、多くの方に体験をいただきました。当日はお天気にも恵まれまして、青少年対策高松地区委員会の皆様方の炊き出し訓練も同時に開催をされましたので、そのおいしい豚汁と炊き込み御飯をご用意いただきまして、たくさんの方に参加をしていただきま

した。各地域で実施をしてございますけれども、今後もスポーカル——総合型地域スポーツ・文化クラブが六本木のほかの地域で設立されますように強力に推進をしていきたいと思っております。

以上です。

○半田委員長職務代理者 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 これは赤坂でもやっていただいたし、そういう地道な努力をしていただいで本当にありがとうございます。そういうほかのイベントとの合同というのか、そういうのもおもしろいといったらあれですけども、良いですね。

○生涯学習推進課長 高松地域は、従来からこの時期にスポーツ大会のようなものを地域でやっていらしたようで、それがなかなかうまくいかなかったのをスポーカルのイベントに変えたということがあって、大変うまくいっている例だと思っております。この続きで、三田でもスポーツイベントを実施しておりますが、やはり地域のイベントとコラボしてやるというのもなかなか難しいようで、三田のスポーカルまつりは11月21日に実施をされましたけれども、若干高松よりは参加者が少なかったというような状況がございます。

○澤委員 たしか三田は、「まちぐるみ運動会」というご案内を、毎年よくいただいでいますね。

○生涯学習推進課長 スポーカルに関してどう推進していくのかということで、スポーカル委員会という検討会を設けて、体育指導委員や地域の方に参加をいただいで、月に1回会議を開いておりますが、こういったイベントが文化クラブ、地域スポーツ・文化クラブにつながるような、もう少し戦略的な動きが必要なのではないかというのが会の中での意見ですので、ただイベントを実施すればいいということではないイベントにつなげていきたいと思っています。

○小島委員 各地区にスポーカルができるということは、区民の皆様の健康や文化面で非常に寄与するということで、できるだけ早い機会に各地区にスポーカルができるということは非常にいいことだと思うのです。それで、スポーカル六本木ではどのようにして立ち上げに成功したのか、その要因は何なのか。そこら辺はどのように分析していますか。

○生涯学習推進課長 六本木に関しましては、今、体育指導委員が中心に動いております。絶対港区で一つ立ち上げようというそういう強い思いの中で、地域が学校を巻き込んで成功した例でございます。

○澤委員 やっぱそういう人が、いろいろしてくださっているんですね。

○教育長 綿引さん。

○澤委員 綿引さんだ。いろいろよく知っているしね。

○教育長 こういうことは、地域がまとまる一つの要因にもなる。あるいは地域がまとまっているからこそできるということもある。両方から言えることだと思うのですね。

今、生涯学習推進課の方では、スポーツ振興計画をつくっていきこうという前段階のアンケート調査等々を行うことになっていきますので、できればそういう振興計画の中でこれをうたっていけるような形になるといいと思います。ただ、またそれには、各中学校や小学校の体育館や校庭で、もう既にそこで活動している団体があるわけです。その団体との調整とか、いろいろな問題があるので、

なかなか一挙に解決できるということでもないのですけれども。そういう子どもからお年寄りまで多くの方が、この地域の中で一緒になってこういう文化、あるいはスポーツを楽しむことができる。そういう体験づくりということですので、ぜひ振興計画の中でうたっていけるようお願いをしたいと思います。

○半田委員長職務代理者 それではこの案件はよろしいでしょうか。

「閉 会」

○半田委員長職務代理者 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、何かほかにございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○半田委員長職務代理者 それでは、これをもちまして閉会いたします。

次回は12月14日火曜日午後3時からの予定です。よろしく願いいたします。

皆様お疲れさまでございました。

(午後11時35分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 高 橋 良 祐